

規

目

次

ページ

○市町村への権限移譲の推進に関する条例に基づき権限移譲 対象事務等の範囲を定める規則の一部を改正する規則(一 分権改革推進室)1

則

規

事務等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布す 市町村への権限移譲の推進に関する条例に基づき権限移譲対象 平成十九年一月十六日

秋田県知事 寺

秋

秋田県規則第一号

田 典 城

の一部を次のように改正する。 事務等の範囲を定める規則(平成十六年秋田県規則第七十五号) 第二条の表中十三の項を十四の項とし、十二の項を十三の項と 市町村への権限移譲の推進に関する条例に基づき権限移譲対象 対象事務等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 市町村への権限移譲の推進に関する条例に基づき権限移譲

十一 条例別表第 る事務 号の規則で定め 六十二の二第六 十条の規定による指導等をしない旨の (平成五年秋田県規則第四十三号) 第 秋田県の景観を守る条例施行規則

十一の項を十二の項とし、十の項の次に次のように加える。

附 則

この規則は、 平成十九年四月一日から施行する。

購読料金 一月三千六百七十五円(税込)発 行 者 秋 田 県

印刷者 秋田市山王七丁目五番二十九号 B.mali:matsubara@matsubarainsatsu.co.jp B.mali:matsubara@matsubarainsatsu.co.jp 和 別 所 株式会社 松 原 印 刷 社 報 原 印 刷 社